

今から指定ごみ袋での回収のご準備を！

R4. 2. 19

市野谷自治会

すでに会員の皆様はご存知のことだと思いますが、

4月から流山市でも、指定ごみ袋でのごみの回収が始まります。

燃やすごみ（生ごみ等）とプラスチックごみの2種類です

指定ごみ袋以外では回収されません。

充分ご注意ください！

指定ごみ袋の 早めの ご準備をお願いいたします。

(尚、今までご使用のごみ袋は、×ごみ回収、ペットボトル回収等に、
引き続き使用できます。)

また、4月から**プラスチックごみの新規制「プラスチック資源循環促進法」**
も始まります。

スーパー やコンビニ、飲食店、デリバリー サービス、クリーニング店などで
配られるフォーク、スプーン、ストロー、ハンガーなどのプラスチック製品
を減らすために始まる制度です。

使用しないものは、もらわない！

使い捨てにせず、繰り返し使う！

ハンガーなどは店に返却する！ 等々

一人ひとりの小さな心がけで、ごみを減らしていきましょう！

わがる!

弁当につくスプーン 有料になるのかな?



4月から始まる「プラスチックの新規制」

プラスチックなど
の漂着ごみで埋め
尽くされる海岸も
=2019年、愛媛県
伊方町

規制対象になる プラスチック製品と 業種

業種…年間5t以上提供	・くし ・かみそり ・シャワーキャップ ・歯ブラシ ・ハンガー ・衣類用カバー
・小売業	・持ち帰り・配達
・宿泊業	飲食サービス業
・飲食店	・クリーニング業

分別収集の 対象となる プラスチック製品の例

・アクリル板 ・碁石・将棋の駒 ・印鑑 ・うちわ ・おたま (金属製は除く)	・歯ブラシ (電動除く) ・プラモデル (電池式除く) ・風呂マット (裏がゴム製除く) ・ヘアクリップ ・ボタン ・リコードー
・CD	
・DVD	
・洗濯ばさみ ・洗面器	

A 対象になるお店は?
A 年間5t以上の使い捨てプラスチックを配つて
いる事業者で、具体的にはスーパー
やコンビニ、ホテルや旅館、飲食店、クリーニング店などだ。持ち帰り専門店
やデリバリー業者も含まれるよ。国が取り組みを強化し、不十分だと判断した場合には勧告や命令を出し、従わないと50万円以下の罰金になる。

A プラスチックの収集方法の取り組みが義務なんだ。
(関根慎一)

アウルさん 「コンビニ弁当につくスプーンやフォークが4月から有料になると听说だつて?」

A 正確には、その場合もありうることなのだ。
ア メモしておこう。

アウルさん 「コンビニ A 4月以降、プラスチックごみの削減と再利用促進を目的とする「プラスチック資源循環促進法」が施行される。プラスチックのスプーンやハンガーなど12品目を多く配つている事業者が、提携する木製やリサイクル素材など代わりの品を提供▽店に返すなど繰り返し使うことを促す——などから、対策を選んでいかねばならないよ。ア 対象になるお店は? A 年間5t以上の使い捨てプラスチックを配つている事業者で、具体的にはスーパーやコンビニ、ホテルや旅館、飲食店、クリーニング店などだ。持ち帰り専門店やデリバリー業者も含まれるよ。国が取り組みを強化し、不十分だと判断した場合には勧告や命令を出し、従わないと50万円以下の罰金になる。

ア プラスチックの有料化と A 国内で出るプラスチックが、最近色々と変わった。4月からは一気ラスチックが分別回収の対象だった。4月からは一気ラスチックが分別回収の対象だった。4月からは一気ラスチックが分別回収の対象になる。自治体は環境省に157種のプラスチック製品も対象になる。自治体は環境省に157種のプラスチック製品も対象になる。自治体は環境省が示すDVDやクリアファイル、アクリル板など157種の具体例を参考に地域ごとのルールを作るけど、回収は努力義務にすぎないので、検討はあまり進んでいないんだ。

ア レジ袋の有料化と A 国内で出るプラスチックのうち、素材として再利用されているのは2割に過ぎない。海への流入などプラスチックによる環境汚染は国際問題にもなっている。各国の取り組みが義務なんだ。